	前
有	金
	部以
	分 払

令和4年度

水 工 第 1 9 号

# 道路整備事業に伴う雲出伊倉津町ほか2町地内配水管移設工事設計書

 $\not\boxtimes$ び工事監督員の指示による。  $\vdash$  $\uparrow$ 燕 Ĥ 称 区 \* H [1] 圕 듩 於 井 Н # 井 涶  $\overrightarrow{\vdash}$ 様 1

津市上下水道事業局

水 道 工 務 課

	2 仕切弁設置工 3 不断水什切弁設置T.				1 配水管布設工	F	1 建記		款 資才	工 期 令和 5年	(うち消費利	設計額	4 I	丁 事 タ   道路整備		格丁油片 一番土 冊1	令和4年度 水工
	$\phi$ 250mm $\sim \phi$ 50mm	$\mathrm{PP}  \phi  50 \mathrm{mm}$	$\mathrm{DIP}\phi100\mathrm{mm}$	DIP $\phi$ 200mm	${\rm DIP}\phi250{\rm mm}$	4	建設改良費	建設改良費	資本的支出	ミ 1月31日限り	(うち消費税等相当額 ¥		]水管移設工事	道路整備事業に伴う雲出伊倉津町ほか2		毎日伊今海町でから町 老玉	第19号
	mm					9	)			<u> </u>	<u> </u>			津町ほか2	; [5	妻 子	H
	10 箇所 2 箇所	15.8 m	48.1 m	2.2 m	61.8 m	>	+				設計者	担当副主幹	担当主幹	調整担当主幹	検 算 者	担当参事兼課長	事談
						拟	1										<u> </u>
																	<u> </u>

ယ





令和 4 年度水工第 道路整備事業に伴う 雲出伊倉津町ほか 2

車

19号 う 2町地内配水管移設工事

	度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	伊倉津町ほ:	か2 当初		事業区分	水道工事	
	水管移設工事 受託工事				工事区分	受託工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	<b></b>	数量増減	摘要
受託工事		式		1			
本工事		式		1			
材料		式		1			
材料		式		1			
管路土工		式		1			
管路掘削	BH山積0. 28m3	m3		50			
管路埋戻	再生クラッシャーランRC- 40	m3		20			
管路埋戻	購入土	m3		20			

4

工事名 令和 4	年度水工第19号道路整備事業に件	<b>半う雲出伊倉津町ほ</b> :	か2 当初		事業区分	水道工事	
町地内	配水管移設工事 受託工事				工事区分	受託工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	3	数量増減	摘要
発生土処理	4t 積_BH山積0. 28m3	m3		50			
管布設工		式		1			
吊込み据付(機械力)	φ 200 鋳鉄管	m		2. :	2		
吊込み据付(機械力)	φ 250 鋳鉄管	m		61.	8		
G X形継手	φ 250 直管	П		9			
GX形継手	φ 200 異形管	П		6			
G X形継手	φ 250 異形管	П		22			
GX形継手	φ 250 G- Li nk	П		5			

	度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	伊倉津町ほ:	か2 当初	事業		
	k管移設工事 受託工事			工事	区分 受託工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
鋳鉄管切断(エンジンカッター)	φ 250			9		
鋳鉄管切断・溝切り加工(SⅡ形・NS形・GX形)	φ 250	П		6		
N S・S II・G X継手挿口加工	φ 250	П		6		
フランジ継手	φ 200	П		4		
ポリエチレンスリーブ被覆工	φ 200	m		2. 2		
ポリエチレンスリーブ被覆工	φ 250	m		61. 8		
管明示シート		m		64		
管明示テープエ		m		64		

	度水工第19号道路整備事業に伴う雲出 k管移設工事 受託工事	伊倉津町ほ:	か2 当初		区分 水道工事	
					区分 受託工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
鋳鉄製仕切弁設置・機械力(縦型・横型))	φ 200	基		2		
鋳鉄製仕切弁設置・機械力(縦型・横型 )	φ 250	基		2		
仕切弁ブロック設置工		個		8		
不断水T字管取付穿孔工	DI P φ 2 0 0 × φ 2 0 0	箇所		2		
附帯工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m		75		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm 以下	m		56		
舗装版取壊し積込	舗装版厚0cmを超え10cm以下	m2		29		

	和4年度水工第19号道路整備事業に伴う	雲出伊倉津町ほ:	か2 当初	事業		
	也内配水管移設工事 受託工事			工事	<u> </u>	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版厚20cm	m2		21		
建設廃棄物受入れ料金		m3		6		
アスファルト塊・コンクリート塊処	理 4t 積_BH山積0. 28m3	m3		1		
殻運搬	舗装版破砕	m3		4		
路盤	再生クラッシャーラン_RC-40	m2		21		
路盤	再生クラッシャーラン_RC-40	m2		29		
アスファルト舗装	再生密粒度アスコン_(13)	m2		50		
本管撤去工事		式		1		

	年度水工第19号道路整備事業に伴	う雲出伊倉津町ほ	か2 当初		事業区分	水道工事	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	N配水管移設工事 受託工事				工事区分	受託工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	3	数量増減	摘要
管路土工		式		1			
管路掘削	BH山積0. 28m3	m3		8			
管路埋戻	再生ケラッシャーランRC- 40	m3		9			
発生土処理	4t 積_BH山積0. 28m3	m3		8			
管布設工		式		1			
撤去管吊上げ積込み	鋳鉄管	m		490			
既設管撤去切断	鋳鉄管	П		144			
現場発生品及び支給品運搬	片道運搬距離2.1km	回		6			

ဖ

	三度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	伊倉津町ほ:	か2 当初		事業区分	水道工事	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	己水管移設工事 受託工事				工事区分	受託工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	量 数	效量増減	摘要
露出管保護撤去工		式		1			
転落防止柵撤去工		式		1			
附帯工		式		1			
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm 以下	m		42			
舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版厚20cm	m2		13			
建設廃棄物受入れ料金		m3		3			
殼運搬	舗装版破砕	m3		3			
路盤	再生クラッシャーラン_RC-40	m2		13			

	度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	伊倉津町ほ	か2 当初	事業[		
町地内配	水管移設工事 受託工事			工事[	区分 受託工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
アスファルト舗装	再生密粒度アスコン_(13)	m2		13		
路面復旧費		式		1		
附帯工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m		16		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm 以下	m		71		
舗装版破砕積込		m2		191		
舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版厚20cm	m2		127		
運搬(電線共同溝)	アスファルト塊 無し	m3		10		

	年度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	伊倉津町ほ	か2 当初		事業区分	水道工事	
1	配水管移設工事 受託工事				工事区分	受託工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	量 数	效量増減	摘要
<b>設運搬</b>	舗装版破砕	m3		23			
建設廃棄物受入れ料金		m3		32			
不陸整正	有り 17mm以上21mm未満 再生クラッシ ャラン RC-40	m2		318			
表層	1.4m以上3.0m以下 50mm 再生密粒 度 アスコン(13) プライムコート PK-3	m2		191			
表層	1.4m以上3.0m以下 50mm 改質As 密 粒 II型(20) タックコート (各種)	m2		127			
基層	1.4m以上3.0m以下 50mm 再生粗粒 度 アスコン (20) タックコート PK-4	m2		127			
上層路盤	路盤材(瀝青安定処理材各種) 1 . 4m 以上3. 0m以下 100mm プライムコート PK-3			127			
区画線設置(1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 無し	m		87			

工事名	令和4年度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	伊倉津町ほ:	か2 当初		事業区分	水道工事	
	町地内配水管移設工事 受託工事				工事区分	受託工事	
工事区分・工種・種別・細	別規格	単位	前回数量	今回数量		数量増減	摘要
区画線設置(2)	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 無し	m		4			
区画線設置(3)	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算厚1.5mm 無し	m		25			
区画線設置(4)	溶融式手動 ゼブラ 30cm 厚1.5mm 無し	m		3			
<b>仮設工</b>		式		1			
交通管理工		式		1			
交通誘導警備員		人日		56			
直接工事費		式		1			
共通仮設		式		1			

	工事名 令和4年度水工第19号道路整備事業に伴う雲出伊倉津町ほか2 当初 町地内配水管移設工事 受託工事					事業区分         水道工事           工事区分         共通仮設費			
		24.11	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量		今回数量	数量増減	摘要		
共通仮設費		式							
					1				
技術管理費									
<b>汉州</b> 吕垤貝		式							
					1				
通水試験費									
. <b>世小叫</b> 族員		目							
					0. 03				
共通仮設費(率計上)									
八旭区区員(十日工)		式							
					1				
純工事費									
ルビエー 尹 兵		式							
					1				
現場管理費									
76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 7		式							
					1				
工事原価									
a - wa clim		式							
					1				
一般管理費等									
		式							
					1				

mutat t ma	度水工第19号道路整備事業に伴う雲出 水管移設工事 受託工事	伊倉津町ほ	か2 当初		事業区分 水道工事 工事区分 共通仮設費	££m
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量		摘要
		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

	4年度水工第19号道路整備事業に伴う雲配水管移設工事 建設改良工事	雲出伊倉津町ほ	か2町 当初	事業		Ľ事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
建設改良工事	7.516	式		1		
本工事		式		1		
材料		式		1		
材料		式		1		
管路土工		式		1		
管路掘削	ВН山積0. 28m3	m3		50		
管路埋戻	再生クラッシャーランRC-40	m3		30		
管路埋戻	購入土	m3		10		

	度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	出伊倉津町ほ	か2町 当初			
	管移設工事 建設改良工事		<u> </u>	工事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
発生土処理	4t 積_BH山積0. 28m3	m3		50		
管布設工		式		1		
吊込み据付(機械力)	φ 100 鋳鉄管	m		48. 1		
G X形継手	φ100 直管	П		10		
G X形継手	φ 100 異形管	П		22		
鋳鉄管切断(エンジンカッター)	φ 100	П		6		
鋳鉄管切断・溝切り加工(SⅡ形・NS形・GX形)	φ 100	П		7		
N S ・ S Ⅱ ・ G X継手挿口加工	φ 100	П		7		

	度水工第19号道路整備事業に伴う	雲出伊倉津町ほ	か2町 当初		事業区分	水道工事	
	管移設工事 建設改良工事				工事区分		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	Ī	数量増減	摘要
メカニカル継手(K形・S形・S2形・KF形 )	φ 75	П		2			
メカニカル継手(K形・S形・S2形・KF形)	φ 100	П		2			
メカニカル継手(K形・S形・S2形・KF形)	φ 100	П		2			
メカニカル継手(K形・S形・S2形・KF形)	φ 150	П		1			
フランジ継手	φ 75	П		1			
フランジ継手	φ 100	П		5			
小口径管ねじ込み接合工	φ 20	П		1			
小口径管ねじ込み接合工	φ 50	П		8			

	和4年度水工第19号道路整備事業に	伴う雲出伊倉津町ほ	か2町 当初	事業		
	内配水管移設工事 建設改良工事				区分 建設改良工具	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
据付工	φ 25 ポリ管	m		2. 4		
据付工	φ50 ポリ管	m		15. 8		
継手工	φ 25 ポリ管	П		6		
継手工	φ50 ポリ管	П		22		
据付工	φ 25 塩ビ管	m		6		
据付工	φ50 塩ビ管	m		7. 1		
TS継手工	φ 25	П		4		
TS継手工	φ 50	П		7		

	度水工第19号道路整備事業に伴う雲出 章移設工事 建設改良工事	伊倉津町ほ	か2町	当初	事業区		<b>\$</b>
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量		今回数量	数量増減	摘要
ポリエチレンスリーブ被覆工	φ 100	中世		里	7 凹 奴 里	<u> </u>	]向女
	Ψ 100	m			48. 1		
管明示シート		m			79. 4		
 管明示テープエ							
10,70		m			79. 4		
止水栓取付け	止水栓+筐	箇所			1		
鋳鉄製仕切弁設置・機械力(縦型・横型 )	φ 100	基			3		
仕切弁・バタフライ弁設置・人力(縦型 ・横型)	φ 50	基			3		
仕切弁ブロック設置工		個			37		
不断水T字管分水栓取付穿孔工	DIP φ 2 5 0 × φ 5 0	箇所			2		

工事	事名 令和4年度水工第19号道路整備事業に作	伴う雲出伊倉津町ほれ	か2町 当初	事業[		
	地内配水管移設工事 建設改良工事	<u> </u>		工事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
工事区分・工種・種別・	• 細別 規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
不断水T字管取付穿孔工	$DIP \phi 1 5 0 \times \phi 1 0 0$	箇所		2		
不断水T字管(バルブ付き)耳	取付穿孔工 DIPφ250×100	箇所		1		
不断水仕切弁取付穿孔工	VP φ 100	箇所		1		
不断水仕切弁取付穿孔工	DI P φ 150	箇所		1		
サドル分水栓建込み	25mm 鋳鉄管 100 有	箇所		1		
コア取付け工	φ 25	箇所		1		
附带工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	F m		150		

	和4年度水工第19号道路整備事業に伴う	雲出伊倉津町ほ	か2町 当初		事業区分	水道工事	
	内配水管移設工事 建設改良工事				工事区分	建設改良工事	Į.
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	3	数量増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cmを超え3 以下	Ocm m		29			
舗装版取壊し積込	舗装版厚0cmを超え10cm以下	m2		52			
舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版厚20cm	m2		9			
建設廃棄物受入れ料金		m3		4			
アスファルト塊・コンクリート塊	4t 積_BH山積0. 28m3	m3		2			
アスファルト塊・コンクリート塊	4t 積_BH山積0. 28m3	m3		1			
<b></b>	舗装版破砕	m3		2			
路盤	再生クラッシャーラン_RC-40	m2		9			

工事名		伴う雲出伊倉津町ほ	か2町 当初	<u>i</u>	事業区分	水道工事	
t l	也内配水管移設工事 建設改良工事				工事区分	建設改良工事	
工事区分・工種・種別・細別	J 規格	単位	前回数量	今回数量	数	<b></b>	摘要
路盤	再生クラッシャーラン_RC-40	m2		52			
アスファルト舗装	再生密粒度アスコン_(13)	m2		60			
給水管工事		式		1			
材料		式		1			
材料		式		1			
管路土工.		式		1			
管路掘削	BH山積0. 28m3	m3		20			
管路埋戻	再生クラッシャーランRC-40	m3		8			

T.	事名 令和4年度水工第19号道路整備事業に	に伴う雲出伊倉津町ほ	か2町 当初	事業[		
	地内配水管移設工事 建設改良工事			工事[		
工事区分・工種・種別	・細別規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
管路埋戻	購入土	m3		7		
発生土処理	4t 積_BH山積0. 28m3	m3		20		
管布設工		式		1		
小口径管ねじ込み接合工	φ 32	П		1		
据付工	φ 25 ポリ管	m		24. 7		
据付工	φ30 ポリ管	m		2. 1		
継手工	φ25 ポリ管	П		23		
継手工	φ30 ポリ管	П		7		

	和4年度水工第19号道路整備事業に作	半う雲出伊倉津町ほ	か2町 当初		(区分 水道工事	
	内配水管移設工事 建設改良工事	T			区分 建設改良工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
管明示シート		m		26. 8		
管明示テープエ		m		26. 8		
止水栓取付け	止水栓+筐	箇所		2		
不断水T字管分水栓取付穿孔工	φ 100	箇所		1		
サドル分水栓建込み	φ 100	箇所		1		
サドル分水栓建込み	φ 250	箇所		2		
コア取付け工	φ 25	箇所		3		
給水管切替工鋳鉄管	φ 250×40	箇所		1		

工事名	令和4年度水工第19号道路整備事業に伴う 地内配水管移設工事 建設改良工事	雲出伊倉津町ほ:	か2町 当初			
工事区分・工種・種別・細		単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
金融	φ 250×20 (既設メータ φ 13)	箇所	前自然基	3	双人里。1100	加及
給水管切替工鋳鉄管	φ 100×20 (既設メータ φ 13)	箇所		1		
給水管切替工鋳鉄管	φ 250×20 (既設メータ φ 20)	箇所		1		
給水管切替工鋳鉄管	φ 250×30	箇所		1		
附带工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m		96		
舗装版取壊し積込	舗装版厚0cmを超え10cm以下	m2		29		
建設廃棄物受入れ料金		m3		2		

	  宇度水工第19号道路整備事業に伴  水管移設工事   建設改良工事	学う雲出伊倉津町ほど	か2町 当初	事業		T.事
	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
工事区分・工種・種別・細別 アスファルト塊・コンクリート塊	4t 積_BH山積0. 28m3	m3	刊刊X基	7四双里	双里·但侧	刊改
アスファルト塊・コンクリート塊	4t 積_BH山積0. 28m3	m3		1		
路盤	再生クラッシャーラン_RC-40	m2		4		
路盤	再生クラッシャーラン_RC-40	m2		25		
アスファルト舗装	再生密粒度アスコン_(13)	m2		4		
アスファルト舗装	再生密粒度アスコン_(13)	m2		25		
本管撤去工事		定		1		
管路土工		式		1		

	工事名       令和4年度水工第19号道路整備事業に伴う雲出伊倉津町ほか2町       当初       事業区分       水道工事         地内配水管移設工事       建設改良工事								
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要			
管路掘削	BH山積0. 28m3	m3		70		0.02			
管路埋戻	再生クラッシャーランRC-40	m3		60					
発生土処理	4t 積_BH山積0. 28m3	m3		70					
管布設工		式		1					
石綿管吊上げ積込み		m		68. 5					
石綿管継手取外し		П		18					
ポリエチレンスリーブ被覆工	φ 150	m		137					
現場発生品及び支給品運搬	片道運搬距離42. 2km	П		5					

	度水工第19号道路整備事業に伴う雲と 管移設工事 建設改良工事	出伊倉津町ほ	か2町 当初	事業国工事		事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
建設廃棄物受入れ料金						
		t		1		
撤去管吊上げ積込み	塩ビ管	m		16		
既設管撤去切断	塩ビ管			5		
現場発生品及び支給品運搬	片道運搬距離3.7km	回		1		
建設廃棄物受入れ料金		t		0. 05		
附帯工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m		170		
舗装版取壊し積込	舗装版厚0cmを超え10cm以下	m2		51		

工事名	令和4年度水工第19号道路整備事業に伴う雲	出伊倉津町ほ	か2町 当初	事業[		
	地内配水管移設工事 建設改良工事			工事[		
工事区分・工種・種別・細	別規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
建設廃棄物受入れ料金		m3		3		
アスファルト塊・コンクリート	·塊 4t 積_BH山積0. 28m3	m3		3		
路盤	再生クラッシャーラン_RC-40	m2		51		
アスファルト舗装	再生密粒度アスコン_(13)	m2		51		
路面復旧費		式		1		
附带工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m		71		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下	m		55		

	年度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	伊倉津町ほ	か2町 当初		事業区分	水道工事	
地内配	水管移設工事 建設改良工事				工事区分	建設改良工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	1 3	数量増減	摘要
舗装版破砕積込		m2		345			
舗装版破砕	舗装版種別アスファルト舗装版; 舗装版厚20cm	m2		76			
運搬(電線共同溝)	アスファルト塊 無し	m3		7			
運搬(電線共同溝)	アスファルト塊 無し	m3		10			
<b>設運搬</b>	舗装版破砕	m3		2			
<b>設運搬</b>	舗装版破砕	m3		13			
建設廃棄物受入れ料金		m3		32			
不陸整正	有り 17mm以上21mm未満 再生クラッシ ャラン RC-40	m2		421			

	工事名	う和4年度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	伊倉津町ほ	か2町 当初		事業区分	水道工事	
	坦	也内配水管移設工事 建設改良工事				工事区分  建設改良工事		
	二事区分・工種・種別・細別		単位	前回数量	今回数量	<b></b>	数量増減	摘要
表層	(歩道部)	1.4m以上 30mm 再生密粒度アスコ ン (13) プライムコート PK-3	m2		27			
表層	(車道・路肩部)	1. 4m以上3. 0m以下 50mm 再生密粒度アスコン(13) プライムコート PK-3	m2		319			
表層	(車道・路肩部)	1.4m以上3.0m以下 50mm 改質As 密 粒 II型(20) タックコート (各種)	m2		76			
基層	(車道・路肩部)	1.4m以上3.0m以下 50mm 再生粗粒 度 アスコン(20) タックコート PK-4	m2		76			
上層	路盤(車道・路肩 部)	路盤材(瀝青安定処理材各種) 1 . 4m 以上3. 0m以下 100mm プライムコート PK-3	m2		76			
下層	路盤(歩道部)	100mm 1層施工 再生クラッシャラン RC-40	m2		4			
掘削		土砂 上記以外(小規模) 小規模 (標準以外)	m2		0.	. 4		
土砂。	等運搬	小規模 パックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) 土砂(岩塊・玉石混り土 含む)無し 9.0km以下	m2		0.	. 4		

	度水工第19号道路整備事業に伴う雲出 管移設工事 建設改良工事		事業区分         水道工事           工事区分         建設改良工事				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
区画線設置(1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 無し	<u> </u>	<u></u> 削凹 <b>奴</b> 里	9	X 里· 垣(成	摘安	
仮設工		式		1			
交通管理工		式		1			
交通誘導警備員		人目		67			
直接工事費		式		1			
共通仮設		式		1			
共通仮設費		式		1			
事業損失防止施設費		式		1			

	度水工第19号道路整備事業に伴う雲出 管移設工事 建設改良工事	伊倉津町ほ:	か2町 当初		事業区分 工事区分	水道工事 共通仮設費	**
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量		效量増減	摘要
武掘工	790111	式	的日秋生	1	2	A#-11/%	31rd 554
安全費		式		1			
粉塵対策費		式		1			
技術管理費		式		1			
通水試験工		日		0. (	)2		
マーカー反応検査費 ( 探知機賃料)		式		1			
材料検査費(チェッカ 一賃料)		式		1			
共通仮設費(率計上)		式		1			

工事名 令和4年	・ 度水工第19号道路整備事業に伴う雲出	伊倉津町ほ	か2町	当初	事美	区分	水道工事		
地内配水管	章移設工事 建設改良工事				工事	区分	共通仮設費	<b>B</b>	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	<b>基</b>	今回数量	娄	<b>b</b> 量増減	摘要	
純工事費		式			1				
現場管理費		式			1				
工事原価		式			1				
一般管理費等		式			1				
工事価格		式			1				
消費税相当額		式			1				
工事費計		式			1				

集計       工 種     試無工① 試無工② 試無工③ 試無工③ 試無工③ 試無工⑤ 試無工③       舗装切断     3.20     3.20     4.40     4.40     3.20     3.20     3.20       編装版振測構込     1.20     1.20     1.20     1.20     1.20     1.20     1.20     1.20       As 競処分     0.06     <	試細工⑤         工種       1.20 m         H= 1.00 m       H= 1.00 m         H= 1.00 m       H= 1.00 m         舗装切断       4.40 m       1.20 (控除長)         編装版掘削構込       1.20 x 1.00 x 1.00 x 0.05         機械掘削       1.20 x 1.00 x 0.05         機械埋戻(砂)       1.20 x 1.00 x 0.30         機械埋戻(砂)       1.20 x 1.00 x 0.65         機械埋戻(砂)       1.20 x 1.00 x 0.65         養生工運搬       1.20 x 1.00 x 0.95         舗装仮復旧       1.20 x 1.00 x 0.95	1.20 m	試掘工③         工種       1.20 m         W= 1.00 m       W= 1.00 m         編装切断 4.40 m         編装版掘削積込 1.20 × 1.00 × 0.05         機械理則       1.20 × 1.00 × 0.05         機械理更(砂)       1.20 × 1.00 × 0.05         競生土運搬       1.20 × 1.00 × 0.95         翻装仮復旧       1.20 × 1.00 (仮復旧厚仁	試棚工②         工 種       1.20 m         W= 1.00 m       H= 1.00 m         H= 1.00 m       H= 1.00 m         舗装切断       4.40 - 1.20 (控除長)         舗装切断       1.20 × 1.00 × 0.05         機械捆削       1.20 × 1.00 × 0.05         機械理戻(砂)       1.20 × 1.00 × 0.30         機械理戻(砂)       1.20 × 1.00 × 0.65         機械理戻(砕石)       1.20 × 1.00 × 0.95         審生土運搬       1.20 × 1.00 × 0.95         翻装仮復旧       1.20 × 1.00 (夜復旧厚仁	Image
	数量 #位 3.20 m 1.20 m2 0.06 m3 0.36 m3 0.36 m3 1.14 m3 1.120 m2	数量 #位 1.20 m2 0.06 m3 0.78 m3 0.36 m3 0.78 m3 1.14 m3 1.14 m3	数量 #位 4.40 m 1.20 m2 0.06 m3 0.36 m3 0.36 m3 1.14 m3 1.120 m2	数量 #位 3.20 m 1.20 m2 0.06 m3 0.36 m3 0.36 m3 1.14 m3 1.120 m2	数量 #位 3.20 m 1.20 m2 0.06 m3 0.78 m3 0.36 m3 0.78 m3 1.14 m3
計 単位 24.80 m 8.40 m2 0.42 m3 5.52 m3 2.52 m3 2.52 m3 7.98 m3 8.40 m2	工種       大型       M       数量 単位         H=       m       m       m         As殼処分       m3       m3         機械理見(砂)       m3       m3         機械理見(砕石)       m3       m3         務生土運搬       仮復旧厚に       cm       m2         6請装仮復旧       仮復旧厚に       cm       m2	工種     L=     m       W=     m     数量 #位       舗装切断     m     m2       無該版掘削積込     m3     m3       人力掘削     m3     m3       機械短戻(砂)     m3     m3       機械理戻(砂)     m3     m3       機械理戻(砂)     m3     m3       機械理反(砂)     m3     m3       機械理反(砂)     m3     m3       機械理反(砂)     m3     m3       確成理反(砂石)     m3     m3       確成理反(砂石)     m3     m3       確認     m3     m3       m3     m3     m3       m4     m3     m3       m5     m4     m5     m4       m5     m5     m5     m5       m6     m5     m5     m5	工種       L=       m         W=       m       数量 #位         舗装切断       m       m2         As殼処分       m3       m3         機械型見(砕石)       m3       m3         機械型見(砕石)       m3       m3         競技の復旧       仮復旧厚に       cm       m3         6倍表の復日       m3       m3	試掘工⑦         工種       1.20 m         W= 1.00 m       数量 №位         H= 1.00 m       3.20 m         舗装切断       4.40 - 1.20 (增融表)       1.20 m         舗装切断       1.20 × 1.00 × 1.00 × 0.65       0.06 m3         機械型別削       1.20 × 1.00 × 0.30       0.36 m3         機械理房(砂)       1.20 × 1.00 × 0.65       0.78 m3         第接天(資間)       1.20 × 1.00 × 0.95       1.14 m3         翻装板復旬日       1.20 × 1.00 × 0.95       1.14 m3	試掘工⑥         数量 単位         数量 単位         数量 単位         対象量 単位         対象量 単位         対象量 単位         対象性 大型 (20 本) 1.00 本       1.20 m         数量 単位         対象性 大型 (20 本) 1.00 本       1.00 m         大力規削       1.20 x 1.00 x 0.65       0.36 m3         機械理戻(砂)       1.20 x 1.00 x 0.65       0.36 m3         機械理戻(砂)       1.20 x 1.00 x 0.65       0.78 m3         発生土運搬       1.20 x 1.00 x 0.95       1.14 m3         舗装仮復旧       1.20 x 1.00 x 0.95       0.78 m3         第本生土運搬       1.20 x 1.00 x 0.95       0.78 m3         第本生土運搬       1.20 x 1.00 x 0.95       0.78 m3         1.14 m3

### 令和4年度水工第19号

道路整備事業に伴う雲出伊倉津町ほか2町地内配水管移設工事

### 数量計算書

路面復旧費

C	
Č	

			数量計算書			
レヘ゛ル2	レヘブル3	レヘブル4	レヘブル5		単位	数量
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)		+12	<b>双</b> 重
路面復旧費(受託)	附帯工	舗装版切断	As版 L=3.25+3.30+0.55+8.85 15cm以下	= 15.95	m	16.0
		舗装版切断	As版 L=3.00+10.45+10.45+1.25+1.50+3.55+3.10+9.95+3.00+9. 55+9.55+5.25 15cmを超え30cm以下	= 70.60	m	70.6
		舗装版破砕積込	As版 A=	= 191.3	m2	191.3
		舗装版破砕	As版 A= 舗装版厚20cm	= 126.90	m2	126.9
		運搬	As塊 V= 191.3 × 0.05	= 9.57	m3	9.6
		殼運搬	As塊 V= 126.9 × 0.2 - 2.68 (仮復旧分控除27.5×0.65×0.1	= 22.70 5)	m3	22.7
		建設廃棄物受入れ料金	As塊 V= 9.57 + 22.70	= 32.27	m3	32.3
		不陸整正	車道 補足材RC-40 t=2cm A= 191.3 + 126.9	= 318.2	m2	318.2
		表層	車道 再生密粒度As(13) t=5cm A=	= 191.30	m2	191.3
		表層	車道 AS改質(Ⅱ型)密粒度As(20) t=5cm A	= 126.90	m2	126.9

ယ	
Ö	

レヘ゛ル2	レヘ゛ル3	レヘ゛ル4	レヘブル5			****	vu 📟
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)			単位	数量
		基層	車道 再生粗粒度As(20) t=5cm	Α	= 126.90	m2	
		上層路盤	車道 再生瀝青安定処理(30) t=10cm	Α	= 126.90	m2	
		区画線設置(1)	実線 白 W=15cm L= 3.0 + 41.2 + 34.4 + 5.0	+	3.0		
		区画線設置(2)	破線 白 W=15cm	L			
		区画線設置(3)	L= 2.0 + 2.0 文字·記号 白 W=15cm換算	L	= 4.0	m	
			L= 6.0 + 18.6	L	= 24.60	m	
		区画線設置(4)	ゼブラ 白 W=30cm L= 3.0	L	= 3.0	m	

### 舗装版破砕・表層面積計算書(受託)

県道車道市道車道

測点	距離(m)	幅(m)	面積(m2)	測点	距離(m)	幅(m)	面積(m2)
自:		3. 00		自:		4. 15	
至: ①	10. 45	3. 00	31.4	至: ⑧	7. 65	4. 10	31.6
自:		3. 25		自:		3. 90	
至: ②	12. 95	5. 25	55. 0	至: 9	15. 00	3. 90	58. 5
自:		3. 00		自:		4. 15	
至: 26	9. 55	3. 00	28. 7	至: ⑩	11. 30	4. 15	46. 9
自:				自:		4. 15	
至:				至: ⑪	1. 05	6. 30	5. 5
自:				自:		6. 30	
至: ヘロンより			11.8		1. 80	8. 25	13. 1
自:				自:		8. 25	
至:				至: 13	2. 95	8. 85	25. 2
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:				至: ヘロンより			10. 5
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:	20.05		100.0	至:	20.75		101.0
合 計	32. 95		126. 9	合 計	39. 75		191. 3

### 面積計算表(ヘロンの公式)(受託)

県道車道

市道車道

a (m)	b (m)	c (m)	S	A (m2)	番号	a (m)	b (m)	c (m)	s	A (m2)
3. 00	3. 25	1. 25	3. 75	1.8	(5)	4. 45	3. 25	3. 00	5. 35	4. 8
3. 00	3. 25	1. 50	3. 88	2. 2	6	0. 55	3. 05	3. 00	3. 30	0.8
3. 00	3. 55	4. 45	5. 50	5. 3	7	3. 30	4. 05	3. 05	5. 20	4. 9
3. 10	2. 15	1. 45	3. 35	1. 3						
1. 45	1. 80	1. 15	2. 20	0.8						
3. 25	1. 80	1. 50	3. 28	0. 4						
<u> </u>	 合 計			11.8			<u> </u>			10. 5
	a (m) 3.00 3.00 3.00 3.10 1.45	a (m)     b (m)       3.00     3.25       3.00     3.25       3.00     3.55       3.10     2.15       1.45     1.80	a (m)     b (m)     c (m)       3.00     3.25     1.25       3.00     3.55     4.45       3.10     2.15     1.45       1.45     1.80     1.15       3.25     1.80     1.50	a (m)     b (m)     c (m)     s       3.00     3.25     1.25     3.75       3.00     3.25     1.50     3.88       3.00     3.55     4.45     5.50       3.10     2.15     1.45     3.35       1.45     1.80     1.15     2.20       3.25     1.80     1.50     3.28	a (m)         b (m)         c (m)         s         A (m2)           3.00         3.25         1.25         3.75         1.8           3.00         3.25         1.50         3.88         2.2           3.00         3.55         4.45         5.50         5.3           3.10         2.15         1.45         3.35         1.3           1.45         1.80         1.15         2.20         0.8           3.25         1.80         1.50         3.28         0.4	a (m)     b (m)     c (m)     s     A (m2)     番号       3.00     3.25     1.25     3.75     1.8     ⑤       3.00     3.25     1.50     3.88     2.2     ⑥       3.00     3.55     4.45     5.50     5.3     ⑦       3.10     2.15     1.45     3.35     1.3       1.45     1.80     1.15     2.20     0.8       3.25     1.80     1.50     3.28     0.4	a (m)     b (m)     c (m)     s     A (m2)     番号     a (m)       3.00     3.25     1.25     3.75     1.8     ⑤     4.45       3.00     3.25     1.50     3.88     2.2     ⑥     0.55       3.00     3.55     4.45     5.50     5.3     ⑦     3.30       3.10     2.15     1.45     3.35     1.3       1.45     1.80     1.15     2.20     0.8       3.25     1.80     1.50     3.28     0.4	A (m)   b (m)   c (m)   s   A (m2)   番 号   a (m)   b (m)     3.00   3.25   1.25   3.75   1.8   ⑤   4.45   3.25     3.00   3.25   1.50   3.88   2.2   ⑥   0.55   3.05     3.00   3.55   4.45   5.50   5.3   ⑦   3.30   4.05     3.10   2.15   1.45   3.35   1.3     1.45   1.80   1.15   2.20   0.8     3.25   1.80   1.50   3.28   0.4       3.25   3.26   3.26   3.26     3.26   3.27   3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27   3.27     3.28   3.29   3.27   3.27     3.29   3.27   3.27   3.27     3.20   3.27   3.27   3.27     3.21   3.22   3.27   3.27     3.22   3.23   3.27     3.25   3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27   3.27     3.27   3.27	A (m)   b (m)   c (m)   s   A (m2)   番号   a (m)   b (m)   c (m)	a (m)         b (m)         c (m)         s         A (m2)         獲号         a (m)         b (m)         c (m)         s           3.00         3.25         1.25         3.75         1.8         ⑤         4.45         3.25         3.00         5.35           3.00         3.25         1.50         3.88         2.2         ⑥         0.55         3.05         3.00         3.30           3.00         3.55         4.45         5.50         5.3         ⑦         3.30         4.05         3.05         5.20           3.10         2.15         1.45         3.35         1.3         3.20         3

### 数量計算書 レヘブル2 レヘブル3 レヘブル4 レヘ゛ル5 数量 単位 (工種) (種別) (細別) (規格及び数量) 路面復旧費(建設改良) 附帯工 As版 L=4.15+4.15+2.80+4.75+3.70+3.50+3.50+3.60+3.60+5.30+2.80 舗装版切断 70.85 70.9 +1.95+3.90+3.90+8.60+2.50+2.50+5.65 15cm以下 As版 L=5.05+5.05+3.00+13.40+4.45+4.45+3.00+4.45+4.45+3.00+4.7 舗装版切断 55.1 = 55.05 15cmを超え30cm以下 As版 A= 26.6 + 舗装版破砕積込 318.6 345.2 m2 345.2 舗装版破砕 As版 A= 76.20 m2 76.2 As塊 V≕ 68.0 運搬 62.6 + 5.0 m3 7.1 0.05 × 7.08 As塊 V= 26.6 運搬 0.03 + m3 9.6 318.6 × 0.05 7.08 9.6 As塊 V= 8.7 殼運搬 × 0.2 1.74 m3 1.7 As塊 V= 76.2 殼運搬 × 0.2 -0.27 m3 13.2 8.7 X 0.2 13.23 (仮復旧分控除3.0×0.60×0.15) = 建設廃棄物受入れ料金 As塊 V= 7.08 + 9.65 + 1.74 + 13.23 = 31.70 31.7 m3 補足材RC-40 t=2cm 不陸整正 A= 345.2 + 76.2 421.4 m2 421.4 步道 再生密粒度As(13) t=3cm 表層 m2 26.6 26.6 A= 表層 車道 再生密粒度As(13) t=5cm **A**= 318.60 m2 318.6

_
+-
(.)
$\sim$

			数量計算書				
レヘ・ル2	レヘ゛ル3	レヘブル4	レヘブル5			単位	数量
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)				
		表層	車道 AS改質(Ⅱ型)密粒度As(20) t=5cm	A =	76.20	m2	76.2
		基層	車道 再生粗粒度As(20) t=5cm	A =	76.20	m2	76.2
		上層路盤	車道 再生瀝青安定処理(30) t=10cm	A =	76.20	m2	76.2
		下層路盤	歩道 再生砕石RC-40 t=10cm(影響範囲) A= 6.0 × 0.60	=	3.6	m2	3.6
		掘削	V= 6.0 × 0.06	=	0.4	m3	0.4
		土砂等運搬		=	0.4	m3	0.4
		区画線設置(1)	実線 白 W=15cm L= 3.0 + 3.0 + 3.0	L =	9.0	m	9.0

### 舗装版破砕・表層面積計算書(建設改良)

県道車道

県道歩道

測点	距離(m)	幅(m)	面積(m2)	測点	距離(m)	幅(m)	面積(m2)
自:		5. 05		自:		3. 90	
至: ②	3. 00	5. 05	15. 2	至: 28	4. 90	3. 90	19. 1
自:		11. 55		自:		2. 50	
至: 30	1. 65	9. 15	17. 1	至: ③	3. 00	2. 50	7. 5
自:		4. 45		自:			
至: 33	3. 00	4. 45	13. 4	至:			
自:		4. 45		自:			
至: 34)	3. 00	4. 45	13. 4				
自:		3. 90		自:			
至: 36	2. 00	4. 75	8. 7				
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至: ヘロンより			8. 4				
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:				至:			
合 計	12. 65		76. 2	<u> </u>	7. 90		26. 6

### 舗装版破砕・表層面積計算書 (建設改良)

市道車道

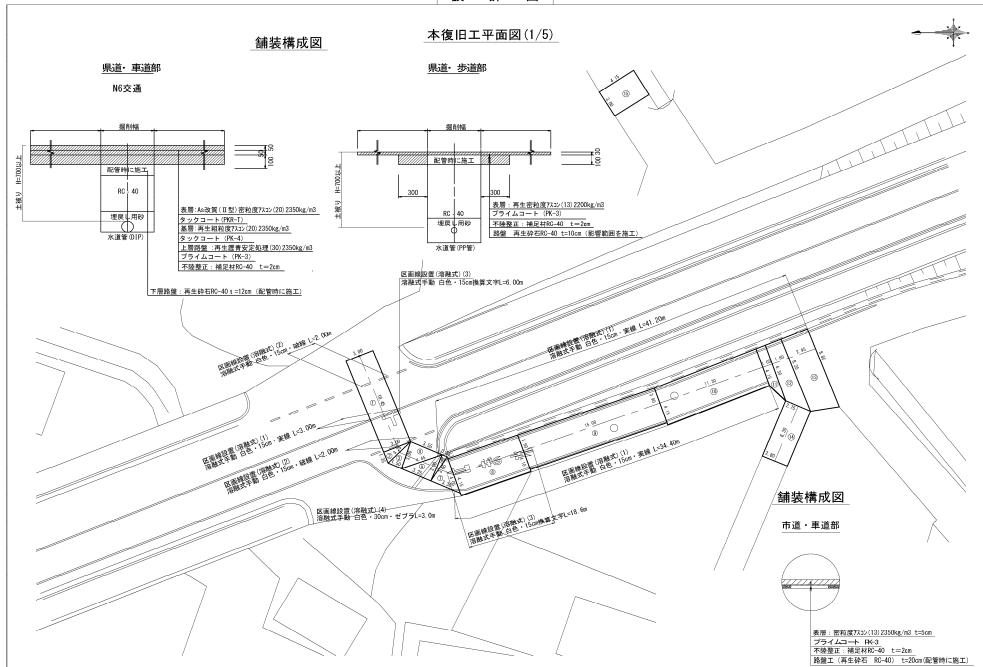
測点	距離(m)	幅(m)	面積(m2)	測点	距離(m)	幅(m)	面積(m2)
自:		2. 75		自:		3. 35	
至: ⑭	6. 30	2. 80	17. 5	至: 39	1. 35	4. 00	5. 0
自:		4. 15		自:		4. 00	
至: ①5	3. 00	4. 15	12. 5	至: 40	1. 25	5. 65	6. 0
自:		3. 70		自:			
至: 16	3. 00	4. 75	12. 7	至:			
自:		3. 50		自:			
至: ⑪	3. 00	3. 50	10. 5	至: ヘロンより			2. 2
自:		3. 60		自:			
至: 18	3. 00	3. 60	10.8	至:			
自:		5. 20		自:			
至: ②4	13. 25	2. 15	48. 7	至:			
自:		2. 15		自:			
至: ②5	2. 80	1. 95	5. 7	至:			
自:		9. 15		自:			
至: ③	0. 60	9. 00	5. 4	至:			
自:		9. 00		自:			
至: 32	5. 80	8. 60	51.0	至:			
自:		3. 40		自:			
至: ③	20. 00	3. 40	68. 0	至:			
自:		3. 40		自:			
至: 38	18. 55	3. 35	62. 6	至:			
小 計	79. 30		305. 4	小 計	2. 60		13. 2
				合 計			318. 6

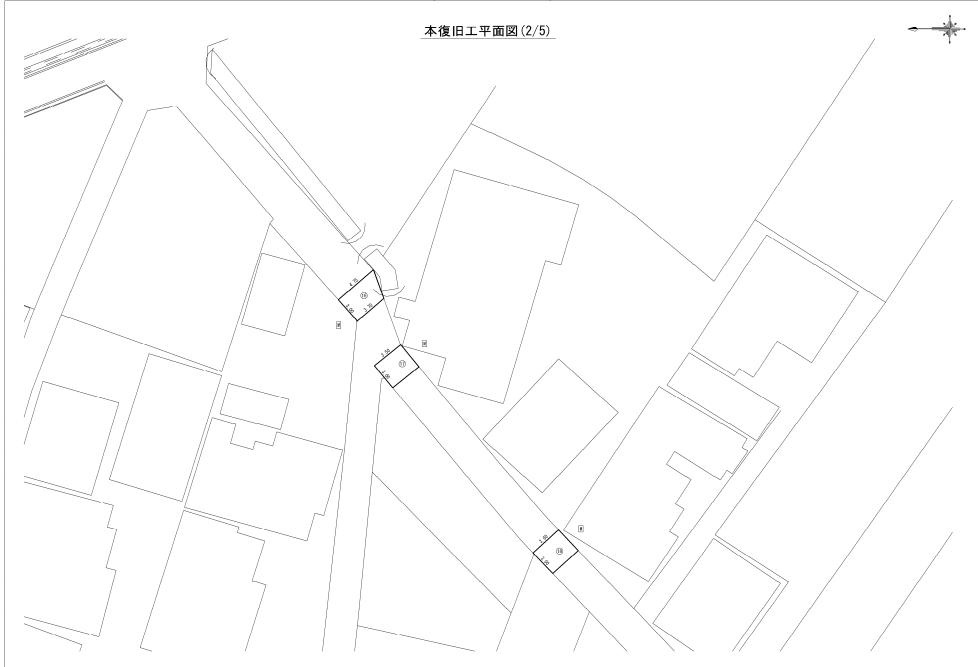
### 面積計算表(ヘロンの公式)(建設改良)

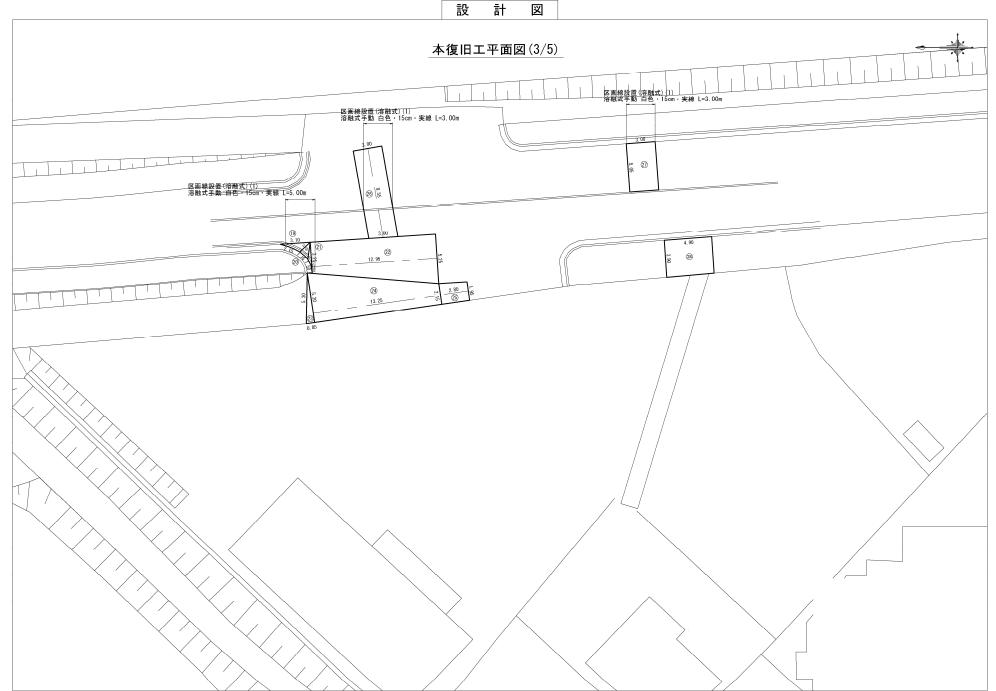
県道車道

市道車道

	T~=					10 C T C					
番号	a (m)	b (m)	c (m)	S	A (m2)	番号	a (m)	b (m)	c (m)	S	A (m2)
29	2. 30	13. 40	11. 55	13. 63	8. 4	23	5. 30	0. 85	5. 20	5. 68	2. 2
		A -1			8. 4			A -1			2. 2
		合 計			0. 4			合 計			۷. ۷









大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
共通	共通	
进		☑ 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書(施工条件明示一覧表)並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」(令和2年8月)に優先する。
		☑ 本工事は津市契約規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行に関する要綱及び監督員の指示により執行する。
		☑ 「施エプロセス」のチェックリストにより、仕様書、契約書等に基づき、施工・手続き等が適切に行われているかを監督員と共有し確認すること。 
	施工計画	☑ 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。
•	施工体制台帳	☑ 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを書面で監督員に提出すること。
	工事測量	□ 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に書面にて報告するものとする。
		▼ 工事測量については、三重県公共工事共通仕様書「1-1-38工事測量」に基づき行うものとし、工事区間内の境界等については、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、 保存し、管理を行うこと。また、調査資料の写しを監督員へ1部提出するものとする。
	施工	☑ 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するもの とする。
		☑ 工事中(養生中を含む)の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。
		排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
+	工程	☑ 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
工 程	関係機関協議	☑ 受注者は、施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、監督員と協議を行い、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物質では、 性で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。
		☑ 試掘調査を行う場合は、事前に各管理者と調整を行い、地下埋設物の確認については各管理者と監督員の立会のもと、実施するものとする。
		☑ 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき、地下埋設(上空占月 を含む)の詳細情報を関係機関から調査収集し、監督員に調査資料の写しを提出するとともに、各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。
		▼ 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合は、受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に基づき対応するものとし、緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。
		□ その他(
	<b></b>	
	官公厅への手続き等	☑ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

### 特 記 仕 様 書 (共通編)

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
用地・補償関係	事業損失	□ 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 □ 家屋調査については、主任技術者(監理技術者)の管理のもと、調査に従事するもの(補助者を除く)として、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士に定める資格を有するものをあてるものとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認めたものについては、これをもって足りる。身分証明書の交付については身分証明書交付願を契約締結後速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。  ☑ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公共工事共通仕様書1-1-1-30事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。
	民地の保全	☑ 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは民民の境界を示すもの(杭、鋲、プレート等)が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。 ☑ 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。
安全対策	工事中の安全確保	<ul> <li>✓ 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</li> <li>✓ 周辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。</li> <li>✓ 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。</li> <li>✓ 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</li> <li>✓ 工種( 区画線設置 ) について、施工日の即日開放を原則とする。</li> <li>✓ 工種( 区画線設置 ) について、施工日の即日開放を原則とする。</li> <li>✓ 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</li> <li>✓ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。</li> </ul>
	交通安全管理	<ul> <li>✓ 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導警備員」という)を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとし、設計図書に基づき事前に監督員と協議を行うものとする。</li> <li>✓ 交通誘導警備員は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-33交通安全管理」に基づき配置するものとする。交通誘導警備員のうち1人有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者)または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</li> <li>✓ 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書(写し)を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表(資格・実務経験年数を明示したもの)及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする(但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする)。</li> </ul>

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
環境対策	環境対策	□ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 □ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 □ 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書(写し)及び収集運搬業・処分業の許可証(写し)を監督員に提示もしくは提出すること。 □ 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類	<ul> <li>         ☑ 三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に関する書類については、監督員が指示した場合、提示又は提出するものとする。</li> <li>         ② 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。(提出部数 2部 用紙サイズ: A 4)</li> <li>         ☑ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</li> <li>         ② 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。</li> <li>         なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。</li> <li>         ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</li> </ul>
	部分下請負通知書	☑ 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者 (再下請負業者を含む)との契約書等の写し、下請負業者(再下請負業者を含む)の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業 にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。
支払いに関する事項	前金支払いに 関する事項	☑ 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

### 特 記 仕 様 書 (共通編)

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)					
その他	名札	☑ 受注者は、三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。    本任・監理技術者					
		程度 会社 〇〇建設株式会社 印 注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 所属会社の社印とする。					
	部分使用	□ 部分使用箇所(					
	部分引渡し	□ 部分引渡し指定部分 ( 別途説明書に記載 ) □ 部分引渡し時期 ( )					
	巡回	☑ 当工事 (修繕) は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。					
	その他						

### # 千 蓧

本工事の仕様書は、三重県公共工事共通仕様書、水道工事標準仕様書(公益社団法人日本水道協会)、国土交通省道路工事占用工事共通仕様書、及び水道工事施工管理基準(津市上下水道事業局)基づき施工するものとするが、特記仕様書がある場合はそれを優先する。また、施工前、施工過程を問わず疑義等が生じた場合は監督員の指示によるものとする。 下水道事業局)に

【講習会等修了者の配置に関する事項】
受注者は工事期間中において、配管作業を安全かつ確実に施工するため、上下水道事業局が指定・る講習会等を修了した者(以下「配管接合技能指導員」という。)を現場に配置すること。また、配管接合技能指導員選任届に講習会等修了証等の写しを添付し、監督員に提出すること。配管接合技能指導員は、以下の業務を行うものとする。
1 継手接合に従事する者の技術上の指導。
2 継手接合に係るチェックシートの必要事項の確認。
3 監督員が現場立会等を求めた時は、その指示に従うこと。
[上下水道事業局が指定する講習会等]

- 1 口径500mm以上の配水管布設工事 (1)公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径管 (2)一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径500mm以上)

- 2 口径450mm以下の配水管布設工事。 2 口径450mm以下の配水管布設工事。 (1)公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)又は配水管工技能講習会 I (2)一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下) 3 ひとつの工事で口径500mm以上と口径450mm以下がある配水管布設工事は、1及び2の講習を修了した者を配置すること。

## 

### 水道工事一 般事項】

1 早期契約及び着手 本工事実施にあたっては、落札後直ちに工事請負契約を締結して 督員と協議を行うと共に工事の目的を理解し、工程計画を検討して、 、関係機関の許可等を得た後に、監速やかに工事に着手しなければなら

### 支給材料の受領

上、監督員に提出するものとし、 こより庫出伝票の発行をする。) 支給材料の受領については、事前に監督員と打合せを行い受領する材料を所定の受領書に記載の 、監督員に提出するものとし、事務手続きを待って、材料の受領を行うものとする。(監督員は、受領書

### 3 路面復旧工事の実施

路面復旧の実施にあたっては、三重県公共工事共通仕様書、アスファルト舗装要綱、及び道路占可条件等を遵守し施工するものとし、施工管理記録、品質管理記録等は工事完成後、関係書類とし、出するものさする。 お田舎 として提

業者(大成機工株

人らないよ

締付けトレクの出来形管理表(チェックリスト)の提出は、口径400mm以上とするが、他の配管においても締め過ぎ等に注意するものとする。 7 耐震管の布設

8 鋳鉄管の接合 受注者は耐震管の接合作業(NS形継手等)において知識、経験の有する者が行い、 チェックシートに記入し、配管接合技能指導員が確認した上で提出するものとする。 その都度必要事項

配管作業に従事する配管工は、豊富 監督員に提出しなければならない。 9 石綿管の撤去及び処分 石綿管の撤去及び処分については、 豊富な実務経験と知識を有するもので、 工事着手前に 工事経歴

石綿障害予防規則及び関係法令に基づき行うこ

### 明示ツ ・ル及び明示鋲の設置について

給水切替及び給水連絡箇所について、明示シール又は明示鋲を官民境界付近の官地側に設置すると。設置箇所は原則、官民境界に設けられている側溝及び縁石等とするが、設置が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、明示シール及び明示鋲は発注者より材料を支給する。

1 マーカーの設置について マーカー設置箇所について、図面の設置位置を基本(本管直線部は40m毎、及び本管変化点部に設 [する。)とし、他の占用物等で図面通り配管できない場合は、監督員との協議によるものとする。 受注者は、材料検収時にマーカーの動作確認を、段階確認としてマーカー反応検査を竣工時までに監

督員の確認を受けること

## 工事の立会いに関する事項】 受注者は以下の事項に関し、

監督員の立会いを求めるこ

### 現場説明

工事に先立ち、当該工事設計図書、配管図により工事実施の目的と工事現場周辺の配管状況、直近の弁開閉状況、上水の流向等、及び工事に必要な情報を確認するため監督員に立会いを求め

### $\mathcal{O}$ 既設配水管との連絡(接続)工事

工事箇所付近の

おいて、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会発行の接合要領書に基づき安全作業手順書を作成しこれに基づき作業を行うこと。 4 不明管の撤去、切断 栓の取り外し作業については、現場付近の配管状況を十分調査し、当該作業開始までに事前に配水管の圧力及び残水の状態を確認するため監督員の立会いを求めること。なお、既設配水管内に正圧の存在や残水を確認した場合は監督員と請負事業者双方で作業方法等について協議を行い、受注者に

不明管の撤去、切断 作業中に不明管を発見した場合は、速やかに監督員に報告し立会いを求め、 その指示に従うこと。

 $\Omega$ 不断水穿孔

穿孔は、既設管に割丁字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水圧試験を行い漏水のないことを確認するため監督員の立会を求めること。
6 立会いの実施方法
立会いの実施にあたっては、津市建設工事執行に関する要綱に記載されている第6号様式「工事打合簿」により行うこと。
ただし、不明管の確認、処理事項については、処理後、工事打合簿により報告するものとする。

9

### 【竣工図書に関する事項】

受注者は、竣工図書として本管埋設位置確認図(バルブ・本管・消火栓・空気弁オフセット図)をること。また、管理箇所及び作成方法について監督員と協議を行い、承認を受けること。なお、作成した図書及び工事写真帳を、水道工事施工管理基準に基づく他の竣工図書と併せ、データ(工事写真帳はPDF)で提出するものとする。 フセット図)を作成す

# 【使用材料の品質証明に関する事項】

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料のうち、 覧表」に記載する材料については、省略できるものとする。 「津市上下水道事業局指定材料規格

津市上下水道事業局指定材料規格一覧表

年11 上 1 小 但 争 来 问 钼 左 约 。	外死俗 見衣 財		故	番
4	火 久 〇 浬 炭形種管	$\Phi 75 \sim \Phi 350$	526	
<i>ダウタイル</i> 鋳鉄管	K形2種管	Φ400以上	<:	
(四面エボギン樹脂粉体塗装)	NS形1種管 CV形1結組	$\Phi 75 \sim \Phi 250$	WWW 0150	
	K形1種管	Ф75~Ф350	JIS G5527	
ダクタイル鋳鉄異形管 (内面エポキシ粉体樹脂塗装)	K形2種管 NS形1種管	Φ400以上 Φ75~Φ250	JWWA G114	
	GX形1種管	Ф75~Ф450	JWWA G121	
ダクタイル鋳鉄管及び異形管接合部品 K形・NS形・GX形	K形・NS形・GX形	$\Phi$ 75 $\sim$	JWWA G113 G114	
特殊押輪	メカニカル形		規格外	
ポリエチレン二層管		$\Phi$ 13 $\sim$ $\Phi$ 50	JIS K6762	
硬質塩化ビニール管		$\Phi 13 \sim \Phi 50$	JIS K6742	
硬質塩化ビニールライニング鋼管・	SGP-VA	$\Phi 13 \sim \Phi 100$ $\Phi 13 \sim \Phi 100$	JWWA K116	
ポリエチレン管継手			JWWA B116準拠	ワンタッチ方式(分解可)
硬質塩化ビニール管継手	TS•HI	$\Phi 13 \sim \Phi 50$	JIS K6743	
エポキシ樹脂コーティング管継手	SGP-VA	Ф13~Ф100	JWWA K117	
スリースバルブ (ゲート)	1. OMPa	Ф25~Ф100	JIS B2011	丸ハンドル
砲金製 仕切弁	1. OMPa	$\Phi 13 \sim \Phi 50$		丸ハンドル
ソフトシール弁	FCD 0.74MPa	Φ75~Φ300 Φ350•Φ400	JWWA B120(ショート型) JWWA B120	K形 右開き
耐震型ソフトシール弁	FCD 0.74MPa	$\Phi75 \sim \Phi300$ $\Phi350 \cdot \Phi400$	JWWA B120 G114 準拠 JWWA B120 G114 準拠	GX形、NS形 右開き
	14 July 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			逆流防止機能型
国結正水柱(1ハノドル解版式) 特殊繰手	伊船•阻水刃迁坐	Φ75~Φ300	JWWA BIUS年拠	逆流の丘陵駐坐・1 坐ハンドア共CAジョイント
特殊継手		Ф75~Ф200		VAジョイント
特殊継手		$\Phi$ 75 $\sim$ $\Phi$ 200		VCジョイント
特殊継手		$\phi 13 \sim \phi 50$	TYTE A 17150	SKソケット
ははははいして	ダブル折り	幅150	J W W A IN100	
17	銅	Ф20•Ф25		サドル付き分水栓と同メーカー
	FCD	本管×Φ13~Φ25	JWWA B117	
アドル付き分水柱 不断水工を終分水枠	カネジオ	本官×Ψ13~Ψ25 本等×Φ50	JWWA B136	
不断水丁字管	FCD・バルブ付・全周パッキン	T = / ¥ 00		
不断水工字管	FCD・全周パッキン			
不断水仕切弁 (ステンパンカー) 法国対応)	FCD・全周パッキン STIS O 74MP。	<b>出口掛下斗</b>		
消火栓(内外面粉体塗装)	FCD 0. 74MPa	単口地下式	JWWAB103	
浅層対応)	FCD 0.74MPa	単口地下式	JWWAB103	
消火栓弁 排信 並付消 小校 ( 内 从 而 数 休 涂 堆 )	FCD 0. 74MPa	単口基刊斗 → 65×90°		仮配管用
空気弁(粉体塗装)	FCD 0. 74MPa	単口φ13~φ25	JWWA B137	
補修弁(内外面粉体塗装)(レバー式) 仕切ぐ等・排泥ぐ等	FCD 0.74MPa 斯尼D	$\sim \! 400$	JWWA B126	
1197年 ・	助 C C	60.80.100	JW WA DIOZ	
仕切弁ブロック		(25~32)B−1~30		
仕切弁ブロック		(25~45)C-10~30(凹)		
消火栓筐	蓋FCD	35×55、丸型	JWWAB133	
消火栓ブロック		B-1~20、丸型用中部壁		
消火栓ブロック		C-20・30、丸型用下部壁		
神火性人) /		90、光室用ヘン/ か75×300·600		
ランジボルトナット	SUS403	M16~M30		

<sup>\*</sup>鉛の新基準に適合した認証品を使用すること。

## 設計図書等の単位及び記号

本工事の設計図書は、下記の項目について統一するため、十分理解し完成図書等においても統一を図ること。

- α ω 4
- (単位の統一)1 材料規格は、すべてmm単位とする。2 距離、延長は、すべてm単位とする。3 断面等の寸法は、すべてmm単位とする。4 口径は、φで表す。(数字の前へ記入)

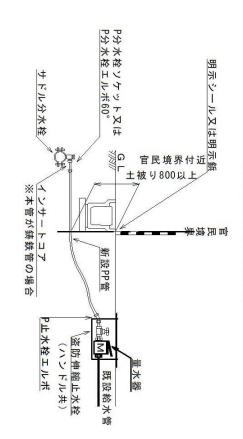
### (記号の統一)

			特殊付属品
<u>-</u>	₽	<u></u>	栓
T	<b>T</b>	<del>  •</del>	短管 2号
大	Ţ <del></del>	T	短管 1号
<u></u>	<b>₩</b>		挿し受片落管
		<b>*</b>	受挿し片落管
<u>T</u> _6	<b>↓</b> 1	<b>⊕</b> T →	フランジ付き丁字管
) j	<b>†</b>		曲管
	RF H GF	RF GF	フランジ形
炎		<b>*</b>	継ぎ輪
<u>_</u>	##	#	二受丁字管
<del>- \$</del> -6	<b>*</b>	<del>●    </del>	三受十字暗
			乙 切 管
<u> </u>	<del>-</del>	—— <b></b>	甲切管
<u></u>	<del>+</del>	— <del> </del>	受口
<u></u>	<b>†</b>	•	ダクタイル鋳鉄管
スポ	z s	G×形	名 称

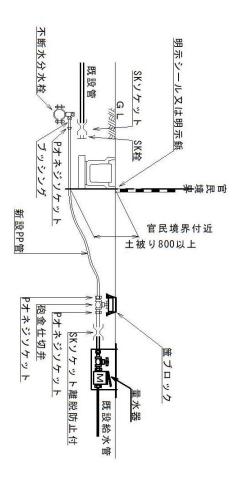
補修弁	不断以丁字管	不断水仕切弁	バタフライ弁	ソフトシール弁	特殊継手	地下式消火栓	名称
	<del> </del>	H	$\times$	$\boxtimes$		H	

### 給水切替工標準図

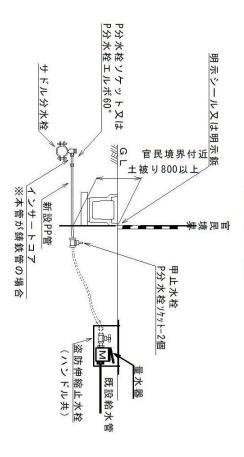
### 給水管口径 φ 25mm以下



### 給水管口径 $\phi$ 30mm以上

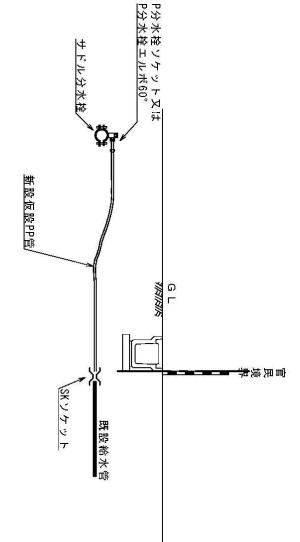


給水管口径 φ 25mm以下 (止水栓設置の場合)

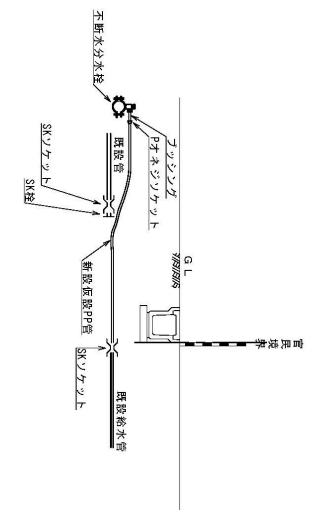


# 仮設給水切替工標準図

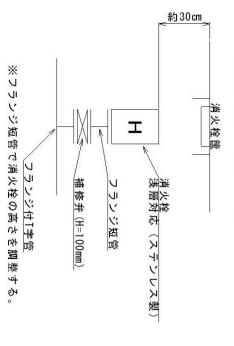
### 給水管口径 Ø 25mm以下



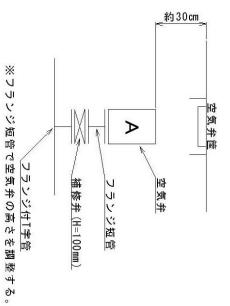




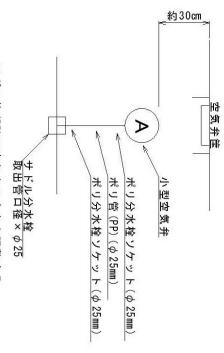
## 消火栓設置標準図



## 空気弁設置標準図

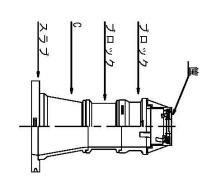


# 小型空気弁設置標準図

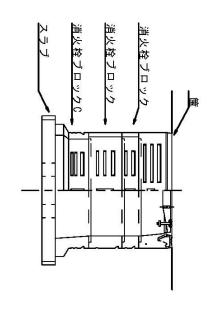


※ポリ管 (PP) で空気弁の高さを調整する。 ※小型空気弁が傾かないよう、小型空気弁下部まで砂で埋戻しを行う。

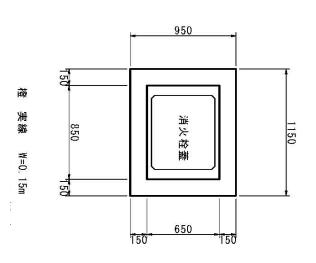
# -ル弁・砲金仕切弁・ <u>-スバルブ 筐標準図</u>



### 消火栓筐標準図



消火栓設置部において、以下の路面標示を施工。



## ロック設置基準

(本設 Φ  $75 \sim 150$ mm)

スラブ	C-30	B-30	B-20	B-10	筺	土被り
1	1				1	0.6
1	1				1	0.7
1	1			1	1	0.8
1	1		1		1	0.9
1	1	1			1	1.0
1	1	1		1	1	1.1
1	1	1	1		1	1. 2
1	1	2			1	1.3
1	1	2		1	1	1.4
_	_	2	_		_	1. 5

(本談 φ 200mm)

////	100	17 \T LX	7	Ψ 20011111/		
土被り	1.0	1.1	1.2	1. 3	1.4	1. 5
簠	1	1	1	1	1	1
B-10			1			1
B-20	1			1		
B-30		1	1	1	2	2
250-10凹	1	1	1	1	1	1
320-30	_	1	1	1	1	1
スラブ-80	1	1	1	1	1	1

ソフ トシール弁(本設  $\phi$  250 $\sim$ 300mm)

スラブ-100	45C	320-15凹	250-10凹	B-30	B-20	B-10	B-5	筺	土被り
1	1						1	1	0.8
1	1	1	1				1	1	1. 0
1	1	1	1			1	1	1	1. 1
1	1	1	1		1		1	1	1. 2
1	1	1	1	1			1	1	1.3
1	1	1	1	1		1	1	1	1.4
1	1	1	1	1	1		1	1	1. 5

砲金仕切弁· スリースバルブ

スラブ	C-30	B-30	B-20	B-10	筺	土被り	
1	1				1	0.6	
1	1			1	1	0.7	
1	1		1		1	0.8 0.9	
1	1	1			1	0. 9	
_	1	1		1	1	1. 0	
_	1	1	1		1	1. 1	
_	1	2			1	1. 2	
_	1	2		1	1	1.3	
1	1	2	1		1	1.4	
_	1	သ			1	1. 5	

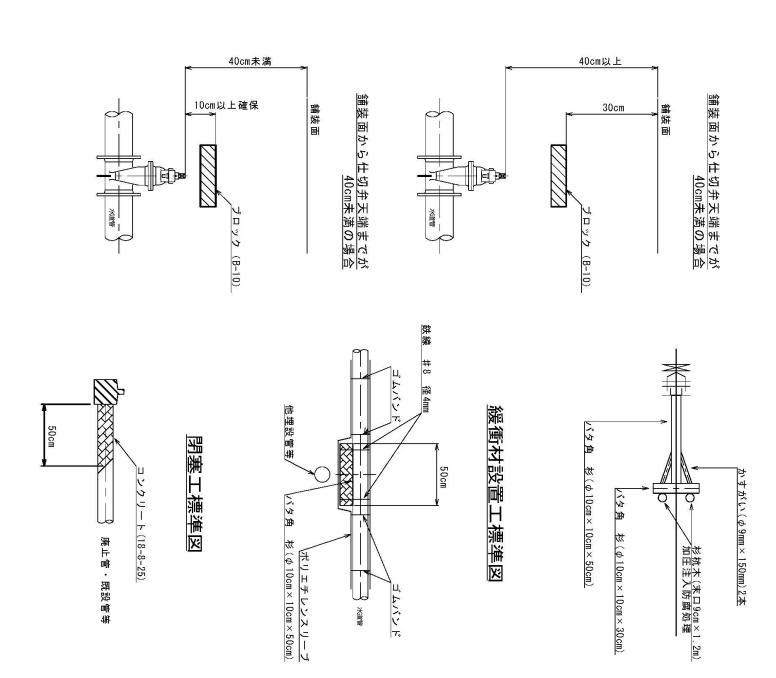
消火栓(本設)

スラブ	0	B-20	B-10	筺	土被り	1
1	1			1	0.6	,
1	1		1	1	0.7	
1	1	1		1	0.7 0.8 0.9	
1	1	1	1	1	0.9	
1	1	2		1	1.0	
1	1	2	1	1	1.1	
1	1	3		1	1. 2	
1	1	3	1	1	1.3	
1	1	4		1	1.4	
1	1	4	1	1	1. 5	

- 칶
- 注意事項
  1: 同工事で舗装本復旧を行い、舗装天端高が変更となる場合は、上記の基準に嵩上げ等を行うこと。
  1: 同工事で舗装本復旧を行い、舗装天端高が変更となる場合は、上記の基準に嵩上げ等を行うこと。
  2: 標準ブロックでの設置が困難な場合、又は安全上必要と思われる場合等は、工事打合せ簿を提出し、
  督員の承諾を得ること。
  3: 1、2、管布設高を変更した場合、又は既設管埋設深が異なっていた場合は、変更設計時の精算対象と
  4: 仮設仕切弁(埋設)の場合は、原則として仕切弁筺のみ、仮設消火栓(埋設)の場合は、消火栓筺及スラブのみ設置することとする。
  5: 泥吐け工に使用する仕切弁筺(鉄蓋)は、「排泥弁用」を使用すること。ただし、予定線等を仮泥吐として使用する場合は通常のものとし、設置する向きは、本管の向きとする。 更設計時の精算対象とする の場合は、消火栓筐及び
- 予定線等を仮泥吐工

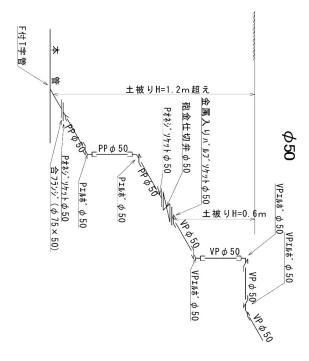
## 仕切弁防護工標準図

### 末端保護工標準図

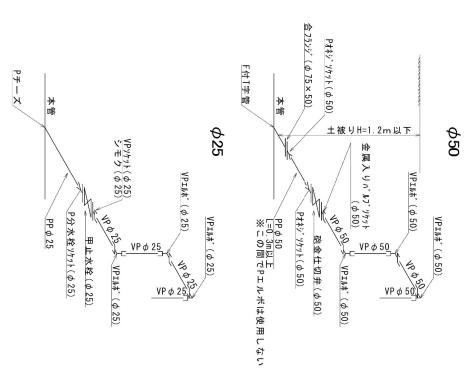


### 泥吐工標準図

泥吐管 (本管取付部) 土被り1.2m超えの場合



泥吐管 (本管取付部) 土被り1.2m以下の場合



明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工程関係	☑ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:雲出長常町地内道路改修工事)	□ 調整項目( □ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 □ をの他( □ 対途協議 ) □ 別途協議 )
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	制限する工種名 ( ) 施工時期及び施工時間 ( ) 施工方法 ( ) ( )
	□ 工期	□ 工期は、繰越手続きが完了後、( 年 日) までに変更します。
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名( ) 協議完了見込み時期( )
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□ 占用物件名 ( □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 ( ))
	☑ その他(2号工事箇所)	☑ その他(2号工事箇所の全工種については、令和4年11月下旬までに現場作業を完了すること。)
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□   未処理箇所 ( □ 別添図等 □ No. ~No. □ 別途協議 ) □   完了見込み時期 ( □ 令和 年 月頃 □ 別途協議 )
	□ 仮設ヤードの有無	□   仮設ヤード ( □ 官有地 □ 民有地 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
		□   仮設ヤード使用期間 ( )
		□ 仮設ヤードからの運搬距離 (L= km)
		使用条件・復旧方法( )
	一 その他 ( )	□ その他 ( )
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑   制限項目 ( □ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん   ☑ 排出ガス ☑ その他(石綿粉じん))
		☑   施工方法等 ( □ 指定工法名 ( □
		□ 施工時期 ( )
	☑事業損失防止に関する調査あり	☑ 調査項目 ( □ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 ☑ その他( 試掘工 ) □ 別途協議 )
		□ 調査方法 (□ 別途資料 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	☑ その他(2号工事箇所の既設管撤去について)	☑ その他(水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引きに基づき作業を行うこと。)
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	☑ 交通安全施設等の配置 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) ☑ 別途協議 )
		☑  交通誘導警備員の配置 ( □ 別添図等 □ その他( ) ☑ 別途協議 )
		□ 指定路線 ☑ 指定路線以外
		☑ 交通誘導警備員の配置人員数
		☑ 概算人数による算出
		① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。
		概算延べ人数: 交通誘導警備員 A: 人 B: 123 人
		(注:交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。)
		② 受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置
		人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置 人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。
		○ 大叉毛类数件目。如果内内似, 植类区上的内状上内体上来的大型。 ************************************
		③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。
		□ 積上げによる算出
		配置人員数(人) (うち交通誘導警備員A(人))
		(注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)
		▽ 交通誘導警備員の配置時間(別途協議)
		▽ 交通誘導警備員の配置期間(別途協議)
		②   交通誘導警備員配置の対象工種(別途協議)

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
	2 3 2	A 11 A V 13 H
安全対策関係	☑ 近接施設等に対する制限	<ul> <li>☑ 既存施設あり</li> <li>・近接公共施設 (□鉄道□電気 ☑電話 ☑ 水道 ☑ ガス ☑ その他(下水道))</li> <li>・近接施設(□ 摊壁( )□ ブロック塀 □ 家屋 □ その他( ))</li> <li>・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。</li> <li>□ 工法制限あり</li> <li>・制限を受ける工種 ( )</li> </ul>
		・制限内容 ( )
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ 安全防護施設等の配置 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 保安要員の配置 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	☑ 現場での安全確保(自主施工の原則)	<ul><li>✓ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</li><li>✓ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</li></ul>
	☑事故速報の提出	☑ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	□ その他 ( )	口 その他 (
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 用地及び構造 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 安全施設 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	□ その他 ( )	□ その他( )
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	<ul> <li>□ 使用期間及び借地条件</li> <li>□ 転用あり(</li> <li>□ 兼用あり(</li> <li>□ 兼用あり(</li> <li>□ その他(</li> </ul>
	□ 水替工 (締切排水工) □ 水替工 (締切排水工) □ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 施工条件の指定なし □ 施工条件の指定あり ① 水替工(締切排水工)の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。     概算延べ水替日数: 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工(締切排水工)完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 □ その他(
	□ その他 ( )	□ 施工方法 ( )
	/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設発生土・ 産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	□ 受入地の条件 ( □ 別途図面 □ 運搬距離 (L = km) □ 受入料金あり □ 受入料金なし □ 別途協議 □ その他 ( ) )
	☑ 建設発生土受入地未定	☑ 受入地未定につき別途協議する。 ( ☑ 暫定運搬距離L= 8 km、 ☑ その他 ( 三重県建設副産物基準第7条3項に基づき、民有地(再 ) 生資源化施設等を含む)へ適正に処理する場合は、土量、土質、処理費、受入地までの運搬距離及び受入料金を踏まえ、協議により決定するものとする。
	☑産業廃棄物の処理条件あり	<ul> <li>☑ 産業廃棄物の種類 ( ☑ コン塊 ☑ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 ☑ その他(廃プラ 石綿管 ))</li> <li>☑ 産業廃棄物の処分地 ( ☑ 再生処分場 (コン・アス塊、廃プラ) ☑ 最終処分場 (石綿管) □ 別添図書 □ その他 ( ) □ 別途協議 )</li> <li>【注:特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 ( ) に記入のこと。】</li> <li>□ 処分場の受入条件 ( )</li> </ul>
		☑ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水 (泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。
	☑ その他(水道用石綿セメント管)	<ul><li>☑ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。</li><li>☑ その他 (「水道用石綿セメント管について撤去作業等における石綿対策の手引き」等に基づき運搬を行うこと)</li></ul>
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり	□ 支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 ( )
	□その他	□ その他(
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり □ 提出書類あり	□ 設計条件( )       工法区分( )       材料種類( )       施工範囲( )         □ 削孔数量( )       注入量( )       その他( )         □ 工法関係( )       材料関係( )
	□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 □ その他( )	□   工法関係 (
再生材使用関係	☑ 再生材使用の指定あり	<ul> <li>☑ 再生材の種類 ( ☑ 再生Asコン □ 再生路盤材 ☑ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂 )</li> <li>☑ 再生材が使用出来ない場合の措置 ( □ 新材に変更 □ その他 ( ) ☑ 別途協議 )</li> </ul>
	□ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験) ☑ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	□ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名:□ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーチング □ その他( ))  ▼ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 )
	□ その他( )	□ その他(

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 令和4年7月

明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	□ 保管場所 ( ) 期間 ( ) その他 ( )
	□現場発生品あり	□ 品名( ) 数量( ) 保管場所( ) その他( )
	□ 支給品あり	□ 品名 ( 数量 ( ) 引渡場所 ( )
		時期(令和 年 月 日) その他( )
	□ 盛土材等工事間流用あり	□ 運搬方法( □ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他( ))
		□ 引渡場所(□ 別添図等 □ 別途協議 □ その他( ))
		数量 (
	□ 現場環境改善費適用工事	□ 現場環境改善の内容(率分)( ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )
	□     その他(	□ 現場環境改善の内容(積上)( □ その他( )
適用条件	☑ 適用条件	☑ 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改定を行った内容も含む(最新改定: 令和4年7月1日))
過 巾 木 什	<b>型</b> 週	型   三重宗公共工事共通は稼責(〒和2年6月版)を適用(部分以定を行うた内存も占む(取制以定・〒和4年7月1日))   三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-2 第22項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなど
		ニニュース・エース・エース・ニース・ニース・ニース・ニース・ニース・ニース・ニース・ニース・ニース・ニ
		たものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票につい
		ては、署名または押印がなくても有効とする。」とあるのは「書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作品とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用い
		て作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。  と読み
		替えるものとする。
		□ 「土木構造物設計マニュアル (案) 編」を適用
		☑ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)(一部改正:令和2年4月)を参考とする。
		□ 支援技術者
		1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示一(公財)三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員
		に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制台帳 、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は
		、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。
		2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみ
		なす。   3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。
		4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者:
		■電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法についいては監督員の指示によるものとする。
	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	☑ デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書に準拠すること
		☑ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書 (三重県) に準拠すること
		□ その他(

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	た場合は、全ての工種を重点監督とする。) □ 重点監督	重点監督の場合 【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 □ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種 (
電子納品	☑電子納品対象外	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(□2部□(□)部)とする。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和4年7月改訂)を適用
地質調査の 電子成果品等		□ 検定及び登録機関(一般財団法人国土地盤情報センター(https://ngic.or.jp/)) □ 検定料金の計上(□ A検定□ B検定□) (注:受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	☑産業廃棄物税	▼工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録		☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ (CORINS) の作成・登録を行うこと。
発生土情報交換シ ステム	☑ 建設副産物情報交換システム □ 建設発生土情報交換システム	<ul><li>☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。</li><li>□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。</li></ul>
下請関係 下請企業 次数制限	□□下請企業の次数制限	□ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者の 設置	□ 特例監理技術者の設置	□ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定(監理技術者(特例監理技術者)の配置)を適用する。なお、配置を行う場合は、 追加特記仕様書 [特例監理技術者等の配置]に示す要件を全て満たさなければならない。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参 照)
配慮依頼事項	☑ 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用	☑ 下請契約又は再委託 (一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。) が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等に おいて市内本店事業者を活用することに配慮すること。
	品の使用	☑ 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。
	☑ 建設機械、機器等の借入れ ☑ 使用人等において市民の活用	<ul><li>✓ 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。</li><li>✓ 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。</li></ul>
津市公契約条例	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	<ul> <li>★務徒事有等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に用式を活用するよう配慮すること。</li> <li>お結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。</li> <li>1 受注者の責務         <ul> <li>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</li> <li>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</li> <li>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</li> </ul> </li> <li>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</li> <li>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</li> <li>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</li> </ul>

\_

<sup>(</sup>注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
津市公契約条例	対	2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。  ✓ 津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について「承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。  1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
社会保険等未加入 対策	☑ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
法定福利費の負担	☑ 法定福利費を明記した標準見積書の活用	☑ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。 (津市HP「仕事・産業一入札・契約ー工事・建設コンサルタント関係ー調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照)
暴力団等の不当介入の排除等	■暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	<ul> <li>✓ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等(以下「暴力団等」という。)の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保すため必要な事項を定める。</li> <li>1 受注者の義務         <ul> <li>(1) 契約の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</li> <li>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</li> <li>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</li> <li>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。</li> <li>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</li> <li>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</li> </ul> </li> <li>2 入札参加資格等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</li> <li>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</li> <li>3 契約等の解除</li> <li>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</li> </ul>

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

		行記任依書(施工条件明示一見衣 <i>)</i>	INO. I
明 示 項 目	明 示 事 項	条件及び内容	
新型コロナウイル	☑ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する	☑  新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。	
ス感染症の拡大防 水措置等 止措置等	特記	1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底すると ての作業従事者等の健康管理に留意すること。	
		2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つう。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等に打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密を緩和するための対策に万全を期すこと。	こおける各種の 5場面や密室・
		3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこ 感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。	.と。ただし、
		4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協と。	よ議を行うこ
		5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明 速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。な であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う	お、感染者等
		6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認める工事請負契約約款第19条(設計図書の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとしまにおいて必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。	
ワンデーレスポン ス	□ ワンデーレスポンスの実施	□ 1 この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対ある。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの日のうち」にすることとする。 なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案をる。	いの回答を「そ
		2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、 議をおこなうこと。	監督職員と協
		3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1-1-3設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施するこ	こと。
		4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速や 監督職員へ報告すること。	<b>かに文書にて</b>
		5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。	
	Total Name		

<sup>(</sup>注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	外に上水自(ルニ・水)(ウェイ) ・
77 7 7 1		┃
		4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事 名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等 受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共任の「工事中の安全確保(工事説明書)」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制、次通規制力法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。 (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。  5 不当要求行為等 (1) 受注者は、ホコ要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等(津市事務分掌規則(平成18年1月1日規則第6号)第4条第1項第2号に規定する担当多事をいう。)に報告するとともに、所轄の警察署及び協議した経緯を記録した書原民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センター、通報をさせるものとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。
その他	<ul><li>☑ 最終変更設計図面・竣工図面</li><li>□ その他</li></ul>	□ 延長、使用材料、舗装復旧面積等に変更が生じた場合は、監督員の指定する方法で当初図面の修正を行い、指定する日時までに提出すること。また、最終変更設計書図面(変更が生じなかった場合は当初図面)及び竣工図を監督員の確認を受けた後、トレーシングペーパー(A2)及びCD-R(メディア本体に工事名、工期及び請負業者名を記入)をTIFFファイル及び当初図面を修正したファイルで工事完了後7日以内に提出すること。

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。